最上消費生活センターニュース 5月 2025

レンタカーでの傷トラブルにご用心！
「記録・確認・連絡」が大事！

返却時に一緒に確認して、
大丈夫だったはずなのに…

【返却時】

【返却後】

洗車していたら、
傷を見つけました…

えーっ！
返却後に、
修理代の請求？

請求書
修理代
5万円

トラブル防止のためにも、保険や補償に関するルールは、契約前に必ずチェックするケロ！

山形県消費生活センター
キャラクター“ケロちゃん”

【レンタカーの利用に際してのポイント】

- ☑ 利用前と返却時には、必ず車の状態を確認して**記録**！
  - 返却時にも写真を撮っておくことは有効！
- ☑ 保険や補償に関するルールは契約前にチェック！不明な点は必ず**確認**すること！
  - 保険や補償内容は、レンタル会社によって条件が異なる場合も…
- ☑ 「事故が発生した時」「傷に気づいた時」は、すぐに警察及びレンタカー会社へ**連絡**！
  - 連絡がない場合、修理代等が自己負担になる可能性あり！

5月は消費者月間です

【令和7年度テーマ】
明日の地球を救うため、消費者にできること
グリーン志向消費
～どのグリーンにする？～

自分にできそうなことから、始めてみようかな？

ペットボトルの替わりに、マイボトル持参

買い物はエコバッグを使う

ペットボトルは分別して捨てる

消費者月間の展示をしています！

■ゆめりあ　花と緑の交流広場
5／7(水)～5／16(金)

■最上総合支庁1階ロビー
5／12(月)～5／23(金)

「消費生活出前講座」を利用してみませんか？

◆最新の悪質商法について
◆契約トラブル等の相談事例紹介
◆トラブルへの対処法など

※まずは、お電話でお申し込みください

費用は無料です。

講師が、各地域に出向いて、消費生活に関する知識を、わかりやすくお伝えします。

最上消費生活センター

〒996-0002
新庄市金沢字大道上 2034(最上総合支庁1階)
【相談受付】9:00～17:00
(土日祝日・年末年始除く)
【電話番号】0233－29－1370
「188」で最寄りの消費生活センターにつながります

5月・6月の無料法律相談会

■期日：5月13日（火） 6月10日（火）
■時間：13:30～15:30
■場所：最上総合支庁
■相談時間：お一人様30分となります

弁護士による専門的なアドバイスが、無料で受けられます。

※事前予約が必要ですので、当センターまでお問い合わせください。